

運輸安全マネジメントの取り組み

平和コーポレーション株式会社

2024 年度輸送の安全に関する公表

(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

平和コーポレーション株式会社は、2024 年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり輸送の安全に関する公表を行っております。

1. 輸送に関する基本的な方針

- 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であること深く認識し、社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- 輸送安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

2. 輸送の安全の関する目標及び当該目標の達成状況

- 事故削減目標 重大事故 0 件、交通事故 12 件以下
重大事故 0 件・交通事故 17 件（乗合 5 件・貸切 10 件・乗用 2 件）と目標を達成できませんでした。
- 関係法令及び社内規程の遵守を確保
関係法令及び社内規程に関する教育を計画通り実施しました。
コンプライアンス研修として、講師に弁護士を招き実施しました。
- 安全管理の取組状況の点検と改善
「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」によるチェックを年 2 回実施し、是正・予防措置を図りました
- 輸送の安全に関する教育、研修の計画を作成し、これを適確に実施します。
会社作成の手帳に輸送の安全に関する取り組みを掲載し、全社員への周知徹底を図ると共に、「事故防止対策会議」「乗務員研修」「事故惹起者への指導」を適宜実施しました。

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

(総件数及び類型別の事故件数)

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
2022 年度	0 件	0 件	15 件	11 件	(乗合) 物損事故 2 件 (貸切) 物損事故 4 件 (乗用) 人身事故 2 件 物損事故 3 件
2023 年度	0 件	0 件	12 件	19 件	(乗合) 物損事故 7 件 (貸切) 物損事故 10 件 (乗用) 物損事故 2 件
2024 年度	0 件	0 件	12 件	17 件	(乗合) 物損事故 5 件 (貸切) 物損事故 10 件 (乗用) 物損事故 2 件

※重大事故は自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故、

交通事故は重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

※事故件数は、4月1日から翌年3月31日発生日分としています。

4. 輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置

(1) 運転者教育・研修

運転者年間教育計画を作成し、初任運転者研修、適齢運転者研修、現任運転者研修、初任・適齢、現任運転者に対する関係法令遵守、普通救命講習、健康づくり講習、安全情報等の小集団教育を実施して輸送の安全確保に向けた意識の向上を図りました。

(2) 交通安全運動等期間中は、事故防止運動を実施しました。

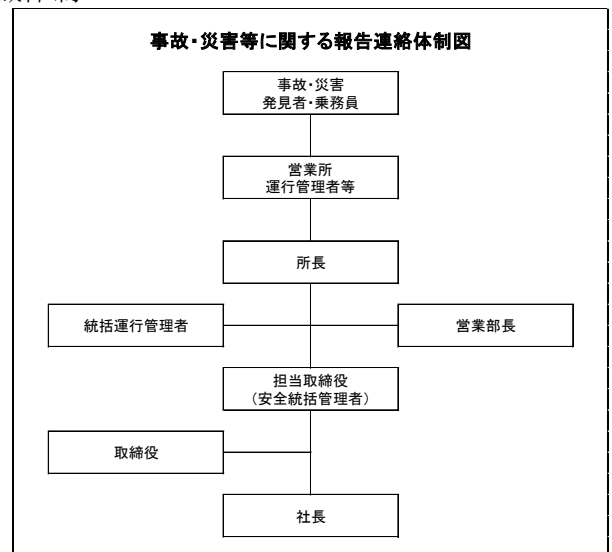
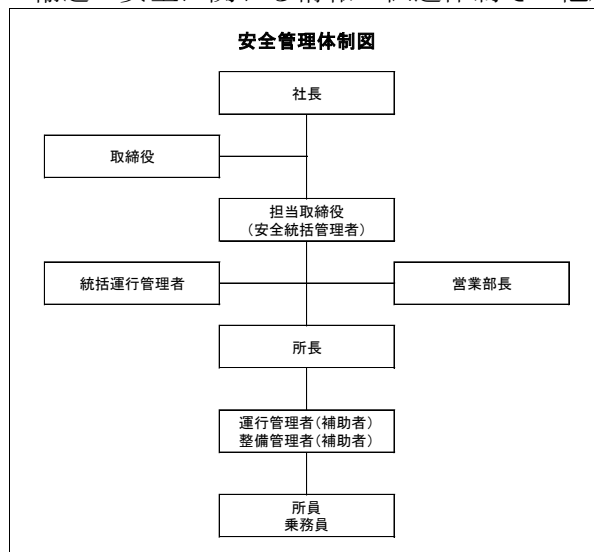
- ・春の全国交通安全運動
- ・夏の交通安全県民運動／交通事故防止運動
- ・秋の全国交通安全運動
- ・年末の交通安全県民運動／交通事故防止運動
- ・年末年始輸送等に関する安全総点検

(3) 輸送の安全に関する安全管理の取組状況の点検と改善について、年2回実施し、是正・予防措置を講ずるとともに、継続的改善に努めました。

(4) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を下記の通りに実施しました。

- ・最新安全性を備えた新車導入【貸切4台・乗合1台】 140,000千円
- ・健康管理費用等【人間ドック・脳ドック・SAS等】 4,244千円
- ・乗務員研修費用等【安全運転WEB講座等】 1,241千円
- ・運転記録証明の交付 60千円

5. 輸送の安全に関わる情報の伝達体制その他組織体制



6. 輸送の安全に関する安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト及び措置内容

- ・本社及び各営業所で安全管理の取り組み状況の確認、内部監査を実施しました。
- ・実施結果に基づき、改善と継続への取り組みについて再徹底を行いました。
- ・フォローアップとして、会社と社員会の話し合いにより、安全管理体制図・報告連絡体制の再確認と改善を行い、全社員への周知徹底を実施しました。

7. 行政処分内容、講じた措置等

1) 名称

平和コーポレーション株式会社 明智営業所（乗合）

2) 監査日

令和5年12月7日

3) 処分の内容

輸送施設の（自動車）使用停止「10 日車」及び文書警告並びに文書勧告

4) 当該処分に基づき講じた処置

- ・運転者並びに運行管理者に対し、業務に関する記録事項の正確な記録の記入並びに保存への徹底を図りました。
- ・車内持込禁止品等並びに停留所又は乗降地点の名称の表示について、全車両の表示確認を行い、今後正しく表示される事への指導の徹底を図りました。
- ・運転者や運行管理者を含めた全社員（役員を含む）に対し、外部講師を招き法令遵守に関する研修を実施すると共に、今後入社する社員の研修項目に入れ、会社を挙げて法令遵守を徹底できるように図りました。

5) 処分を受けた日

令和6年3月27日

8. 安全統括管理者及び安全管理規程

- ・安全統括管理者 代表取締役 山田和洋
- ・安全管理規程 2018年6月1日改定版（別紙参照）

以上